

武蔵野公会堂改修等工事設計業務
公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月

武蔵野市

目次

I	事業の趣旨	2
1	趣旨	2
II	設計者選定プロポーザルの概要	4
1	名称	4
2	選定方式	4
3	主催者及び事務局	4
4	プロポーザル実施スケジュール	4
5	本事業の設計者に望まれる資質	5
III	設計者選定プロポーザルへの参加について	6
1	参加条件	6
2	参加等に係る制限事項	6
3	設計業務実施上の条件	7
IV	手続きについて	8
1	実施要領の配布	8
2	質疑の受付	8
3	現地見学	8
4	参加表明書等の受付	9
V	提出書類について	10
1	参加表明書等	10
2	提案書	11
VI	審査について	13
1	選定委員会	13
2	選定方法	13
3	選定結果の公表等	15
4	失格	15
VII	その他	16
1	費用負担	16
2	設計委託	16
3	著作権及び提出資料の取扱	16
4	資料の提供	16

I 事業の趣旨

1 趣旨

本市では人口の増加に合わせて昭和 30 年代から公共施設等の整備を行なってきたため、これらの施設が一斉に更新の時期を迎えており、維持更新に多大な費用が必要となっている。将来的にも健全財政を維持するため、過剰な施設建設を抑制する必要がある中で、必要な市民サービスを適切に提供し、安全で時代のニーズに合った施設整備と付加価値の高い魅力あるまちづくりを実現することを目指している。

本市の文化施設の一つである武蔵野公会堂は、昭和 39 年に開館以来、芸術文化をはじめとする多様な市民活動の拠点として、市民及び地域社会の福祉の増進と文化の向上に寄与してきた。一方で開館から 60 年近くが経過し、バリアフリー面の課題や各種設備の老朽化への対応が求められており、各種の調査及び検討を重ねながら、令和 4 年度策定の「武蔵野公会堂改修等基本計画」において施設の更新方針を定めたところである。

武蔵野公会堂改修等事業（以下、「本事業」という。）は、改修等（一部減築や増改築も含む改修）により、市民の芸術文化活動を支える機能を高め、より安全で誰もが利用できる施設として、武蔵野公会堂を再整備するものであり、施設の健全度や経済性のほか、吉祥寺駅南口パークエリアの将来像の検討が行われている現状等を総合的に勘案し、延命化の視点から築 80 年程度の活用を目指すこととしている。本プロポーザルは、これらの方針を取りまとめた「武蔵野公会堂改修等基本計画」のコンセプト等を具現化できるアイデアをもち、本事業に最適な設計者を選ぶことを目的とするものである。

2 概要

(1) 業務内容

武蔵野公会堂改修等工事設計業務

(2) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 6 年 7 月 31 日まで（予定）

(3) 想定スケジュール

契約締結日の翌日	～ 令和 6 年 7 月	基本設計
令和 6 年 8 月	～ 令和 7 年 5 月	実施設計および建築確認申請
令和 7 年 6 月	～ 令和 7 年 9 月	入札、工事契約
令和 7 年 10 月		工事着工
令和 9 年 3 月		工事竣工
令和 9 年 4 月		開館準備の開始
令和 9 年 9 月		開館

(4) 建物概要

所在地	武蔵野市吉祥寺南町1丁目6番22号
敷地面積	1,873.79 m ² (令和4(2022)年5月実測値) *前面道路の区域変更により、検査済取得時敷地面積(1,954.05 m ²)から変更
用途地域	商業地域 (建ぺい率:80%、容積率:600%)、防火地域、埋蔵文化財包蔵地
前面道路	西側:市道第151号線(幅員:8.0m) *平成12(2000)年 幅員6.0mから8.0mに道路区域変更 南側:市道第151号線(幅員:5.45m)
開館年	昭和39(1964)年1月
証日付	建築確認年月日:昭和38年4月10日 検査済証年月日:昭和39年2月24日
構造・規模	鉄筋コンクリート造、地下1階/地上3階(建築確認上は地下1階/地上5階) 建築面積:1,061.41 m ² 、延べ面積:2,486.62 m ²
現施設の施設構成	【ホール棟】 舞台・客席(350席・固定席)、楽屋(2室)、ロビー、調光室、照明室、映写室、トイレ、倉庫 【会議室棟】 会議室(6室)、和室(2室・茶室機能あり)、給湯室、トイレ 【管理部門、外構】 事務室、機械室等、防災備蓄倉庫、駐車場(収用台数14台)、駐輪場(収用可能台数50台程度)

(5) 提案上限額

43,120,000円(税込)(基本設計業務のみ)

【内訳】

令和5年度 12,900,000円(税込)

令和6年度 30,220,000円(税込)

※ 実施設計業務について

- ・ 実施設計業務にかかる委託契約を令和6年度に締結する予定である。ただし、議会において予算の議決が必要となるため、契約を約束するものではない。
- ・ 実施設計業務にかかる委託料について、参考見積を積算根拠と併せて提出すること。なお、参考見積及び積算根拠は、技術提案の要素として評価する。
- ・ 市では現在のところ、以下の金額以内の委託料を見込んでいるが、設計者の決定後、参考見積及び設計提案等を踏まえ、あらためて市が定める算定方式に基づき算出した金額以内で契約締結を行うことを予定している。

64,680,000円(税込)(実施設計業務のみ)

【内訳】

令和6年度 19,400,000円(税込)

令和7年度 45,280,000円(税込)

II プロポーザルの概要

1 名称

武蔵野公会堂改修等工事設計業務公募型プロポーザル

2 選定方式

本プロポーザルは、公募型により2段階方式で行うものとする。

第1段階は、参加資料及び技術提案書により第2段階のヒアリングに参加できる5者程度を選定する。第2段階は、参加資料、提案書（技術提案書及び価格提案書）及びヒアリング（説明及び質疑応答）により、最優秀提案者及び次点者を特定する。

3 主催者及び事務局

主催者：武蔵野市

事務局：武蔵野市市民部市民活動推進課（文化施策担当：南、畑野）

住 所：〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号

電 話：0422-60-1831

F A X：0422-51-2000

メール：SEC-KATSUDOU@city.musashino.lg.jp

ホームページ：

https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/shimibu_shisaku_keikaku/kokaido_kaishu_kaigi/1044587/index.html

4 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルのスケジュールは以下のとおり予定している。ただし、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

募集の公告日	令和5年7月28日
提出資料の提出に係る質疑受付期間	令和5年8月2日～令和5年8月16日
現地見学（希望者のみ）	令和5年8月7日・令和5年8月14日
質疑回答日	令和5年8月25日
参加表明受付期間	令和5年8月28日～令和5年9月1日
提出資料（提案書）の提出受付期間	令和5年9月19日～令和5年9月29日
第1次審査結果の通知	令和5年10月25日
第2次審査	令和5年11月1日
第2次審査結果の通知	令和5年11月8日

5 本事業の設計者に望まれる資質

本事業の設計者には、劇場・ホール施設の設計業務を的確に遂行できる能力と体制があることが基本であり、武蔵野公会堂改修等基本計画のコンセプト等を具現化できるノウハウとアイデアを有することが必要である。また、様々な市民や専門家、庁内関係者等と意見交換等を柔軟に行い、本計画の方向性を明確にし、周知させていく調整能力も求められる。これらの能力に加え、改修設計・監理に関しても経験があり、高い意欲と熱意のある設計者であることが望まれる。

III プロポーザルへの参加について

1 参加条件

参加するための条件は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号、以下「建築士法」という)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 管理(統括)技術者が以下のいずれかの項目に該当すること。なお、過去に所属した事務所での実績も認められる。
 - ① 総括責任者*¹として次に掲げるいずれかの施設に対する新築、増築又は改修に係る設計業務の建築設計及び監理の完了実績を有する者。なお、完了実績の時期を限定するものではない。
 - a 200席以上の劇場・ホール施設*²
 - b 延床面積2,000㎡以上の類似施設*³
 - ② 200席以上の劇場・ホール施設でのプロポーザルやコンペ等の入賞経験がある者。
 - *1 「総括責任者」とは、設計図書における提案、基本設計、実施設計を直接担当する責任者をいう。
 - *2 「劇場・ホール施設」とは、劇場・コンサート会館・多目的会館のほか、学校等に併設される講堂など、広義の舞台と客席を有する施設を含む。
 - *3 「類似施設」とは、国土交通省告示第十五号の別添二 建築物の類型の十二 文化・交流・公益施設の第2類中の「映画館、美術館、博物館、図書館」をいう。

2 参加等に係る制限事項

- (1) 応募者の重複応募は認めないものとする。
- (2) 参加にあたって、協力事業者を加えることは可とするが、当該協力事業者は、自ら参加者となることはできない。ただし、複数の参加者の協力事業者となることは可とする。
- (3) 次に掲げる者は、応募者として、本プロポーザルに参加することはできない。また、応募者は次に掲げるものから直接又は間接に協力を受けることはできないものとする。
 - ① 本プロポーザルの選定委員及びその家族*⁴
 - ② 本プロポーザルの事務局員及びその家族
 - ③ 上記①又は②に該当する者が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者
 - ④ 選定委員が大学等に所属する場合、その委員の研究室に現に所属する者
 - ⑤ 選定委員が企業等に所属する場合、その企業等に現に所属する者
 - ⑥ 本プロポーザルの支援業務を受託している者と資本、人事面で関連を有する者
 - ⑦ 東京都及び本市において、指名停止処分を受けている者

*4 「家族」とは、同居し、又は生計を一にするものをいう。
- (4) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。

- (5) 「3 設計業務実施上の条件」に掲げる技術者を配置できる者とする。
- (6) 市が発注する契約における暴力団排除措置要綱別表左欄のいずれにも該当しないこと。

3 設計業務実施上の条件

設計業務実施上は以下の条件を満たすこととする。また、本事業の趣旨を踏まえた適切な人員配置を行うこと。

- (1) 管理（統括）技術者を配置すること。
- (2) 主任技術者を配置すること。主任技術者は、参加表明書提出者の組織に所属する者とし、その他の技術者との兼務を可とする。なお、現在携わっている設計業務（工事監理業務は除く）を提示すること。
- (3) 上記(1)(2)の各技術者は建築士法第2条で定める一級建築士であり、原則として、武蔵野市との定期的な打ち合わせに出席できる者であること。
- (4) 意匠担当技術者は1名以上とし、参加表明書提出者の組織に所属する者であること。
- (5) 構造担当技術者は1名以上とし、構造設計一級建築士であること。
- (6) 電気及び機械担当技術者はそれぞれ1名以上とし、建築設備士または業務経験が5年以上であること。
- (7) 積算担当技術者は1名以上とし、公共工事の積算経験のある者であること。ただし、資格の有無は問わない。
- (8) 各技術者のいずれかに、舞台設備（舞台機構、照明、音響）の設計経験があること。
- (9) 各技術者は、建築士法第22条の2の規定に基づく定期講習の対象となっている場合にあつては、当該講習を受講している者であること。
- (10) 上記(1)(2)(4)の各技術者のいずれかに、改修実績（住宅を除く）があること。

IV 手続きについて

1 実施要領の配布

(1) 配布期間

令和5年7月28日から令和5年9月1日午後5時まで

(2) 配布方法

市のホームページにて公開及び事務局にて資料を配布する。

2 質疑の受付

質疑を希望する者は、以下の通り、質疑書を提出すること。

(1) 質疑受付期間

令和5年8月2日から令和5年8月16日午後5時まで

(2) 提出方法

質疑書(様式8)により、件名を「【武蔵野公会堂】質疑」としたうえで、以下の内容を記載し、事務局まで電子メールにて提出すること。

- ・ 事業所名
- ・ 担当部署
- ・ 担当者名(フルネーム)
- ・ 電話番号

(3) 質疑回答

令和5年8月25日に市のホームページにて公開する。

なお、質疑回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱う。

3 現地見学

施設の見学を希望する場合は、次により申し込みのうえ、見学すること。

(1) 見学日程(全4枠)

- ・ 令和5年8月7日 午前10時から正午・午後2時から4時
- ・ 令和5年8月14日 午前10時から正午・午後2時から4時

(2) 受付期間

令和5年7月28日から令和5年8月2日午後5時まで

(3) 実施方法

- ・ 見学は合同とする。
- ・ 当日は、担当職員が施設内を案内する。担当職員の指示に従い、許可された範囲でのみ行動

すること。

(4) 申込方法

件名を「【武蔵野公会堂】現地見学」としたうえで、以下の内容を記載し、事務局まで電子メールにて提出すること。

- ・ 事務所名
- ・ 担当者氏名
- ・ 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・ 見学希望日（上記4枠の内、第二希望まで記載すること）
- ・ 参加人数（上限5人）

(5) 日程回答

申込後に日時等を調整し、令和5年8月3日午後5時までに電子メールにて連絡する。

(6) その他

- ・ 施設の写真及び動画の撮影は原則可とする（状況により不可となる場合がある）。
- ・ 当日の質疑は受け付けない。IV2に従い質疑を提出すること。

4 参加表明書等の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の通り、参加表明書を提出すること。

(1) 受付期間

令和5年8月28日から令和5年9月1日午後5時まで

※ 郵送の場合は、事務局必着

※ 持参の場合は、上記期間の平日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出方法

V1の各様式を使用のうえ、様式順にまとめ左上1か所をホチキス止めし、事務局まで郵送または持参にて提出すること。背表紙、ファイル等の使用は認めない。

(3) 受領確認

参加表明書及び参加資料を受領次第、持参の場合はその場で、参加表明書等受領書を交付する。

(4) 参加資格審査

参加表明書が提出され、要件を満たしている者に対し、提出書類用の整理番号を電子メールにて連絡する。整理番号が記入されていない提案書の提出は認めない。

(5) 参加辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は速やかに、プロポーザル辞退届（様式9）を事務局へ提出すること。

V 提出書類について

1 参加表明書等

(1) 参加表明書（様式1）

(2) 参加資料

- ① 所属一級建築士事務所概要（様式2）
- ② 本業務の取組体制（様式3）
- ③ 管理（統括）技術者及び主任技術者の業務実績（様式4-1, 4-2）
- ④ 協力事業者の概要（様式5）
- ⑤ 設計業務委託予定承諾書（様式6）

※ 上記様式は、II 3のホームページからダウンロードして入手すること。

※ 過去に所属していた事務所での実績の証明は、所属していた事務所の所長等の代表者の捺印がある書類（任意書式）を添付すること。

※ プロポーザルやコンペ等の入賞実績の証明は、通知書の写しなど入賞を証明するものを添付すること。

※ 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの武蔵野市の競争入札参加資格を有しない場合は、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）（正本）（発効後3か月以内のものに限る。）
- ② 履歴事項全部証明書（商号登記事項証明書）（正本）（発効後3か月以内のものに限る。）
- ③ 身分証明書（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。）
- ④ 登記されていないことの証明書（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。）
- ⑤ 財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書）
- ⑥ 法人事業税の納税証明書（正本）（法人に限る。）
- ⑦ 法人税又は所得税の納税証明書その1（正本）
- ⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書その1（正本）
- ⑨ その他選定委員会が必要と認めるもの
- ⑩ 最優秀提案者となった場合に入札参加資格を取得することを誓約する誓約書（様式7）

2 提案書

(1) 技術提案書

① 提案内容

A2用紙2枚（横使い）にて下記の項目に関する提案内容を示すこと。

提案1 より多様な利用を可能にするホールについて

- ・ 本施設で想定される事業や活動を踏まえた提案
- ・ 現状の課題等を把握したうえで、音響面に対する提案

提案2 諸室等について

- ・ 市民の憩いの場、交流の場、まちの賑わい創出に寄与する諸室等の提案
- ・ 安全・安心を前提とした、利便性の高い諸室配置の提案
- ・ ホールとの関係性に対する提案

提案3 周辺環境を含む空間のイメージについて

- ・ 周辺エリアの将来を見据え、周辺環境に配慮し、まちとつながる施設となる提案
- ・ 市民・利用者・来街者に広く親しまれ、立ち寄りたくなる外観デザインの提案

提案4 コスト等について

- ・ 武蔵野公会堂改修等基本計画を踏まえた概算工事費に関する考え方、コストバランスの配慮に関する提案
- ・ 維持管理コストの軽減に関する提案
- ・ 改修後の使用想定期間（20年程度）を踏まえた提案

提案5 構造設備等について

- ・ 設備（空調・給排水等）や構造に関する提案
- ・ 環境負荷低減に関する提案

提案6 本業務における改修等計画に対する独自提案

- ・ その他本実施要領の参考資料等から武蔵野市及び周辺地域の特性を踏まえ、本事業について特に主張したい独自提案

② 作成要領

- イ) 提出部数 A2版1部、A3縮小版15部、CD-ROM等1部（PDFデータをコピー）
- ロ) 技術提案書の記載内容について
 - ・ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
 - ・ 施設の設計方針等を文章及びそれを補足する図案、イラスト等で表現すること。
 - ・ 図案の種類や縮尺の指定はしないが、詳細な表現は避けること。平面図を記載する際は、北を上にする。
 - ・ 記述内容の文字等は12pt以上とするなど、A3縮小版とした時にも読み取れるよう配慮すること。

(2) 価格提案書

基本設計にかかる提案見積書（様式10）及び内訳を各1部提出すること。

※ 実施設計にかかる参考見積及び積算根拠（それぞれ任意書式）を併せて提出すること。

(3) 提案書の提出方法

① 提出受付期間

令和5年9月19日から令和5年9月29日午後5時まで

※ 郵送の場合は、事務局必着

※ 持参の場合は、上記期間の平日の午前8時30分から午後5時まで

② 提出方法

提案者は、自己の責任において事務局まで郵送または持参すること。

③ 提出資料の受領確認

提案書を受領次第、持参の場合はその場で、提出書類受領書を交付する。

VI 審査について

1 選定委員会

選定は、学識経験者等で構成する武蔵野公会堂改修等工事設計事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行うものとする。なお、選定委員会の委員名は別に市のホームページ等で公表する。

2 選定方法

選定は2段階で行うものとする。

(1) 第1次審査

参加資料及び技術提案書に基づき、選定委員会において審査のうえ、提案者の中から5者程度を選定する。

(2) 第2次審査

参加資料、提案書（技術提案書及び価格提案書）及びヒアリングに基づき、選定委員会において審査のうえ、最優秀提案者及び次点者を特定する。なお、ヒアリングは以下のとおり実施する。

- ・ 一般公開で行うものとする。
- ・ 提案者による提案書の説明と選定委員会による質疑を行う。
- ・ 提案書の説明は1者につき20分以内とする。また、内容は提案書の表現を補足する程度とし、あくまでも提案書の記載内容のみに限定する。
- ・ 提案書の説明・質疑応答の参加者は管理（統括）技術者を含め3名までとする。
- ・ 提案書の説明に際し、使用できる機器は会場のスクリーン・プロジェクター（PC等は持参）のみとし、表現手法は問わない。
- ・ 時間・場所については、対象者に対し別途通知する。

(3) 審査項目及び審査の視点

選定における審査項目及び評価の視点は、次に掲げる表のとおりとする。ただし、第1次審査は次頁表中の(3)及び(4)を除く項目を審査するものとする。

審査項目	評価の視点	配点
(1) 提案者に関する評価【10点】		
① 提案者の実績等	優れた実績があり、本事業への展開が期待できるか ・ 管理技術者及び主任技術者の主要実績 ・ 各担当者の経験と資格 ・ 協力事業者の実績	10点
② 本業務の実施体制	本業務を適切に遂行できる体制か ・ 現在従事している他業務の繁忙度	
(2) 技術提案書に関する評価【120点】		
① 全般	コンセプト及び空間、機能の実現性を含めた設計能力が優れているか ・ 提案者の発想力、技術力、創造性 ・ 提案内容の実現性 ・ 武蔵野公会堂改修等基本計画との整合性 ・ プロジェクトに対する意欲	30点
② 【提案1】 より多様な利用を可能にするホールについて	・ 本施設で想定される事業や活動を踏まえた優れた提案であるか ・ 音響に対する提案が適切であるか	15点
③ 【提案2】 諸室等の提案について	・ 市民の憩いの場、交流の場となり、賑わいを創出できる計画であるか ・ 安全・安心を前提とし、利便性が高い諸室配置計画であるか ・ ホールとの関係性に対する提案が適切であるか	15点
④ 【提案3】 周辺環境を含む空間のイメージについて	・ まちとのつながりに配慮した提案であるか ・ 周辺の景観との調和や回遊性を意識した、広く親しまれる外観デザインであるか	15点
⑤ 【提案4】 コスト等について	・ 武蔵野公会堂改修等基本計画の内容を踏まえた概算工事費に対する考え方、コストダウン要素、コストバランスの配慮等の提案が適切であるか ・ 維持管理コストの軽減に関する提案が適切であるか ・ 実施設計業務の参考見積及び積算根拠は適切であるか ・ 今後の使用想定期間（20年程度）を踏まえた提案が適切であるか	15点
⑥ 【提案5】 設備・構造等について	・ 設備・構造に関する提案について、知識、計画力、分析力が優れているか ・ 環境負荷の低減についての提案が適切であるか	15点
⑦ 【提案6】 本業務における改修等計画に対する独自提案	・ 独自提案が優れているか ・ 提案者が重要と捉えている内容の評価	15点
(3) ヒアリングに関する評価【30点】		
① 提案書の説明について	説明の分かりやすさ、丁寧さ、論理性、一貫性	15点
② 質疑応答について	質問に対する理解力と回答的確さ	15点
(4) 価格提案に関する評価【40点】		
	価格点は提案価格に基づき表1のとおり決定	40点
合計		200点

【表1】

提案価格	価格点
3,400万円以下	40点
3,400万円超～3,600万円以下	39点
3,600万円超～3,800万円以下	38点
3,800万円超～4,000万円以下	37点
4,000万円超～(提案上限額)	36点

3 選定結果の公表等

(1) 第1次審査

結果は、提案者に通知するほか、第1次審査通過者をⅡ3のホームページ等により公表する。

(2) 第2次審査

結果は、第2次審査参加者に通知するほか、審査経過とともに、Ⅱ3のホームページ等により公表する。

4 失 格

次の各号に該当する場合は、失格とする。

(1) 提出資料に虚偽のある場合

(2) 提出資料の作成要領及び提出方法、提出期限を守らない場合

(3) 許容された表現以外の表現方法が用いられている場合

(4) 最優秀提案者の選定までに、自己の有利に、又は他者を不利にするよう直接的又は間接的に選定委員会委員や事務局に働きかけを行った場合

(5) その他、選定委員会が不適格と認めた場合

VII その他

1 費用負担

提出資料の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

2 設計委託

- (1) 本事業の設計業務について、最優秀提案者として特定された者に委託する予定である。この設計業務には建築設備、外構、その他を含むものとする。
- (2) 基本設計業務及び実施設計業務に係る委託料の算定は、武蔵野市が定める算定方式に基づき算出した金額以内とする。
- (3) 設計業務開始にあたっては、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの武蔵野市の競争入札参加資格を有していることとする。

3 著作権及び提出資料の取扱

- (1) 提出資料は返却しない。
- (2) 提出資料の著作権は提案者に帰属する。
- (3) 市は提出資料のうち技術提案書については、市が本選定に関する公表を行う場合、または本プロポーザルに関する出版、展示などのために公開する場合は、双方協議の上、使用することができるものとする。また、武蔵野市情報公開条例に基づき、必要な情報を公開する場合がある。
- (4) 市は設計者選定後、選定された設計者の提案書の内容に拘束を受けないものとする。

4 資料の提供

本プロポーザルにあたり、以下の資料を提供する。

- (1) 武蔵野公会堂改修等基本計画
- (2) 武蔵野市文化施設の在り方検討委員会 報告書
- (3) 武蔵野市文化施設整備計画
- (4) 吉祥寺グランドデザイン 2020
- (5) NEXT 吉祥寺 2021
- (6) 吉祥寺パークエリアまちの将来像立案に向けて
- (7) 吉祥寺駅南口交通環境基本方針の策定に向けた考え方
- (8) 武蔵野公会堂竣工図面、現況平面図、立面図、断面図
- (9) 現況測量図 (CAD データ)
- (10) 武蔵野公会堂更新方針検討業務委託報告書

- (11) 武蔵野公会堂コンクリート健全度調査業務報告書（抜粋）
- (12) 武蔵野公会堂保全部位一覧（ホール棟）
- (13) 武蔵野公会堂保全部位一覧（会議室棟）
- (14) 武蔵野公会堂工事履歴
- (15) 武蔵野市立武蔵野公会堂耐震診断委託報告書 S59（抜粋）
- (16) 武蔵野公会堂耐震補強その他改修工事図面
- (17) アスベスト調査結果

※ 上記(1)～(7)は、市のホームページからダウンロードして入手すること。

※ 上記(8)～(17)は、電子データをファイル転送システムにより提供するため、事務局へ電子メールで申請すること。